

相続によりご預金等をお受取になる方

からしん

相続定期預金 ^{きずな} 絆

店頭表示金利の 2.50 倍！

1年ものの定期預金+0.45%



* 自動継続の利率は、継続日
における店頭表示利率が
適用されます。

◎金融機関(当金庫以外の金融機関も可)での相続手続き完了後 1 年以内
に相続により取得した資金をお預けになる方(個人のみ)

◎預入限度は、相続により取得した金額の範囲内

取扱期限 2027年3月31日



烏山信用金庫



<2025.10.1>



相続専用定期預金

2025年10月1日現在

商 品 名 (愛 称)	・ 相続専用定期預金 (からしん相続定期預金 絆)
販売対象	・ 個人のみ 金融機関(当金庫以外の金融機関も含む)での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預け入れされる方 (相続により取得した資金には、相続により取得された不動産・株式等の換金代金、被相続人の死亡を原因とする受取保険金も含まれます。)
期 間	・ 1年 ・ 自動継続 (元利金継続・元金継続) 取扱いとします。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 100千円以上 (相続にて取得された金額以内) ・ 1円単位
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 100千円以上10,000千円未満は自由金利型定期預金(M型)および、10,000千円以上は大口定期預金の預入日現在の1年店頭表示金利に年0.45%を上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。
税 金	・ 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用する場合は除きます) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
付加できる 特約事項	・ マル優の取扱いができます。
中途解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、自動継続自由金利型定期預金(M型)および自動継続型大口定期預金規定に基づき利息を支払います。
金利情報の 入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:028-688-0041)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考と なる事項	・ 「通帳式定期」・「総合口座」での取扱は出来ません。 * 預金保険制度の付保対象預金です。預金者一人当たり一金融機関元本1,000万円までとその利息が保護されます。
取扱期間	令和7年10月1日～令和9年3月31日